

平成 21 年 10 月 20 日

関 係 各 位

社会福祉法人東京都社会福祉協議会
知的発達障害部会長 山本 あおひ
人権擁護委員会委員長 櫻井 基樹

障害者虐待の防止法案に対する基本的な考え

平成 21 年 7 月 9 日、与野党（当時）案が衆議院に提出・審議されましたが、衆議院の解散により審議未了のため廃案となりました。

しかし、障害者虐待の防止法につきましては、国連の障害者権利条約批准にむけても、また、現に虐待を受けている障害者の救済のためにも早期な成立が必要と思われます。

本来であるならば、当事者の幸せのために虐待をはじめ様々な権利侵害を一掃し、権利擁護実践の先頭に立って業務に当たらねばならないはずの福祉施設従事者がその対象となっていることは嘆かわしいことです。しかし、施設内等での虐待・権利侵害が後を絶たない現実から、今回その対象となっている事実を真摯に受け止め、今後私たち福祉施設従事者は虐待・権利侵害を行わないという強い決意を持ち、部会内での共通認識として取り組みたいと思います。

部会として法案成立に向けて下記のように要望します。

記

- ・被害にあわれている障害当事者を救済できる法律として制定してください。
- ・当時の与野党案ともに障害者虐待の定義が狭いです。養護者・施設従事者・利用者による虐待のみを障害者虐待とするのではなく、学校・保育所等・病院・官公署等、障害当事者と関わる全ての人による虐待を障害者虐待とするよう広い定義にしてください。
- ・精神科病床、法内にはない自治体等で独自に行っている事業、民間の無認可施設など障害当事者が入居または通所する全ての事業所を対象として同等の虐待防止の仕組みとして組み込んでください。
- ・子ども同士（健常児が障害児に行ういじめ等）の場合、その関係者（保護者・学校教員・保育士等）の問題解決に向けた取り組みも内容に組み込んでください。
- ・新しい内閣においても早期に法案が可決されるように、十分審議を重ね、実効性のある法律として制定してください。
- ・障害者権利条約の批准にむけて、障害者虐待防止法にとどまらず、その上位法案ともいうべき障害者差別禁止法の制定を進めてください。

以上